

Ⅲ 免許申請書の作成について

共通注意事項

(1) 記入方法

手書きする場合は、黒色のボールペン等で記入してください。鉛筆やフリクションボールペンなど消えやすい筆記具は使用しないでください。

記入事項を訂正した場合は、二本線で消してから修正事項を記入してください。

日付は、書類の作成日又は提出日を記入してください。

書類は片面印刷をお願いします。両面印刷はしないでください。

(2) 証明書類

発行から3か月間以内のものを用意し、原本を提出してください。

(3) 必要部数（埼玉県知事免許）

正本（「必要な書類一覧」(次ページ)のすべてを揃えた書類) 1部

副本（証明書類等も含め、正本すべてをコピーしたもの） 1部

* 副本は収受印押印の上、受付時にお返しします。

(4) 代理申請

申請業者以外の方が、申請書を代理提出する場合や、免許証を受領する場合は、申請業者からの委任状を添付してください。

(5) 宅地建物取引業者名簿等の閲覧

宅建業法第10条により、提出いただいた免許申請書類は、個人情報を除いて一般の閲覧の対象となります。

(6) 法定代理人

代表者・役員・相談役・顧問・政令使用人が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者である場合、法定代理人が必要ですので、以下を添付してください。

① 埼玉県様式第3号 営業許可証明書

* 埼玉県ホームページ「宅地建物取引業・様式集」から取得できます。

② 戸籍謄本など、未成年者本人と法定代理人との関係を証する書類

必要な書類一覧

書類はこの順番に揃えて、綴じずに持参してください。

		法人	個人	ページ
1	免許申請書(第一面～第五面)	○	○	p.14
2	添付書類(1)(第一面、第二面) 宅地建物取引業経歴書	○	○	p.21
3	添付書類(2) 誓約書	○	○	p.23
4	添付書類(9) 代表者等の連絡先に関する調書 ・ 代表者、役員(次頁「役名コード」記載の役職)、支配人及び政令使用人について記載	○	○	p.24
5	添付書類(3) 略歴書 ・ 添付書類(9)に記載した全員についてそれぞれ作成し、次の証明書を添付	○	○	p.25
	「身分証明書」 ・ 本籍地の市区町村で発行 ・ 禁治産・準禁治産宣告、後見登記、破産宣告等の通知を受けていないことを証明 * 外国籍で、日本在住者は「住民票」(国籍の記載のあるもの)、日本非在住者は住所記載のあるパスポートの写し	○	○	p.26
	「登記されていないことの証明書」 ・ 法務局(支局・出張所不可)で発行 ・ 成年被後見人、被保佐人が登記されていないことを証明 * 契約締結・履行に必要な認知、判断及び意思疎通能力を有する旨を記載した「医師の診断書」でも可	○	○	p.26
6	(申請者が個人の場合) 代表者の「住民票」 * マイナンバー記載のないもの	×	○	p.26
7	添付書類(4) 専任の宅地建物取引士設置証明書	○	○	p.27
8	添付書類(5) 資産の状況を示す調書	×	○	p.27
9	添付書類(6)(第一面)相談役顧問 (第二面)5%以上の株主・出資者	○	×	p.27
10	添付書類(7) 事務所を使用する権原に関する書面	○	○	p.27
11	添付書類(8) 略歴書(専任の宅地建物取引士等)	○	○	p.29
12	添付書類(10) 宅地建物取引業に従事する者の名簿	○	○	p.30
13	法人の「履歴事項全部証明書」 * 申請書第一面右上余白に会社法人等番号12桁の記載があれば添付不要	○	×	p.31
14	申請直前1年分の「納税証明書(その1 納税額等証明用)」 * 法人は必ず申告済みのものであること * 新設法人は不要	法人税	申告 所得税	p.32
15	申請直前1年分の貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳含む) * 新設法人は「開始貸借対照表」を作成し添付	○	×	p.33
16	事務所付近の地図(もより駅より事務所までの案内図)	○	○	p.33
17	事務所の写真(建物入口から事務所内まで分かるように)	○	○	p.34
18	事務所の平面図・間取図(写真撮影地点を記載)	○	○	p.37
19	宅建業者名義の電話番号であることが分かる書類(契約書等)の写し	○	○	p.37

手数料 33,000円をキャッシュレス決済(窓口での紙申請の場合)

1 免許申請書第一面～第五面（共通）

(1) 申請時の免許証番号

「埼玉県知事（5）第935662号の場合」

1 1 (5) 9 3 5 6 6 2

該当するコードを記入してください。（免許換えを除く新規申請では記入不要）

免許権者コード表		02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事
01	北海道知事	03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事
51	北海道知事(石狩)	04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事
52	北海道知事(渡島)	05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事
53	北海道知事(檜山)	06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事
54	北海道知事(後志)	07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事
55	北海道知事(空知)	08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事
56	北海道知事(上川)	09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事
57	北海道知事(留萌)	10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事
58	北海道知事(宗谷)	11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事
59	北海道知事(網走)	12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事
60	北海道知事(胆振)	13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事
61	北海道知事(日高)	14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事
62	北海道知事(十勝)	15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事
63	北海道知事(釧路)	16	富山県知事	32	島根県知事		
64	北海道知事(根室)	17	石川県知事	33	岡山県知事	00	国土交通大臣

(2) 「役名コード」

役名コード 0 1

該当するコードを記入してください。（個人の場合は記入不要）

01	代表取締役(株式会社)	05	社員(持分会社)	09	その他	13	代表執行役(株式会社)
02	取締役(株式会社)	07	理事	11	相談役	14	執行役(株式会社)
03	監査役(株式会社)	08	監事	12	顧問	15	会計参与(株式会社)
04	代表社員(持分会社)						

農業協同組合法等に基づく代表理事は「01」を記入してください。

(3) 「登録番号」

「埼玉県知事登録第777777号の場合」

登録番号 1 1 — 7 7 7 7 7 7

宅建士の登録をしている方は、専任の宅建士でなくても必ず記入してください。

登録を受けている都道府県知事については、免許権者コード表を参照してください。

(4) 「生年月日」

「昭和22年2月22日の場合」

生年月日 S — 2 2 年 0 2 月 2 2 日

最初の□には、元号のコード(T:大正、S:昭和、H:平成、R:令和)を記入してください。

(5) 氏名・生年月日欄等への記入

添付書類の履歴事項全部証明書や身分証明書を確認の上、正確に記入してください。

(6) 「市区町村コード」

埼玉県及び東京都の市区町村コードは次のとおりです。それ以外の市区町村コードは、総務省のホームページを参照(検索エンジンで「市区町村コード」と検索)してください。

市区町村コードは6桁ですが、様式が5桁表記の場合は上5桁を記入してください。

(例) さいたま市西区 11101

ア 埼玉県の市区町村コード一覧

さいたま市	西区	111015	本庄市	112119	久喜市	112321	入間郡	三芳町	113247
	北区	111023	東松山市	112127	北本市	112330		毛呂山町	113263
	大宮区	111031	春日部市	112143	八潮市	112348		越生町	113271
	見沼区	111040	狭山市	112151	富士見市	112356	比企郡	滑川町	113417
	中央区	111058	羽生市	112160	三郷市	112372		嵐山町	113425
	桜区	111066	鴻巣市	112178	蓮田市	112381		小川町	113433
	浦和区	111074	深谷市	112186	坂戸市	112399		川島町	113468
	南区	111082	上尾市	112194	幸手市	112402		吉見町	113476
	緑区	111091	草加市	112216	鶴ヶ島市	112411	鳩山町	113484	
岩槻区	111104	越谷市	112224	日高市	112429	ときがわ町	113492		
川越市	112011	蕨市	112232	吉川市	112437	秩父郡	横瀬町	113611	
熊谷市	112020	戸田市	112241	ふじみ野市	112453		皆野町	113620	
川口市	112038	入間市	112259	白岡市	112461		長瀬町	113638	
行田市	112062	朝霞市	112275	北足立郡	伊奈町		113018	小鹿野町	113654
秩父市	112071	志木市	112283	大里郡	寄居町		114081	東秩父村	113697
所沢市	112089	和光市	112291	南埼玉郡	宮代町	114421	児玉郡	美里町	113816
飯能市	112097	新座市	112305	北葛飾郡	杉戸町	114642		神川町	113832
加須市	112101	桶川市	112313		松伏町	114651		上里町	113859

イ 東京都の市区町村コード一覧

						稲城市	132250	
千代田区	131016	北区	131172	昭島市	132071	羽村市	132276	
中央区	131024	荒川区	131181	調布市	132080	あきる野市	132284	
港区	131032	板橋区	131199	町田市	132098	西東京市	132292	
新宿区	131041	練馬区	131202	小金井市	132101	西多摩郡	瑞穂町	133035
文京区	131059	足立区	131211	小平市	132110		日の出町	133051
台東区	131067	葛飾区	131229	日野市	132128		檜原村	133078
墨田区	131075	江戸川区	131237	東村山市	132136		奥多摩町	133086
江東区	131083	八王子市	132012	国分寺市	132144	大島町	133612	
品川区	131091	立川市	132021	国立市	132152	利島村	133621	
目黒区	131105	武蔵野市	132039	福生市	132187	新島村	133639	
大田区	131113	八王子市	132012	狛江市	132195	神津島村	133647	
世田谷区	131121	立川市	132021	東大和市	132209	三宅村	133817	
渋谷区	131130	武蔵野市	132039	清瀬市	132217	御蔵島村	133825	
中野区	131148	三鷹市	132047	東久留米市	132225	八丈町	134015	
杉並区	131156	青梅市	132055	武蔵村山市	132233	青ヶ島村	134023	
豊島区	131164	府中市	132063	多摩市	132241	小笠原村	134210	

● 免許申請書第一面（電子申請の場合は直接入力してください）

(1) 「申請者」

法人の申請は履歴事項全部証明書の記載どおりに記入してください。

(2) 「免許の種類」

該当する番号を記入してください。

(3) 「免許換え後の免許権者コード」

「免許の種類」の欄において「2」を記入した場合のみ記入してください。

免許権者コードは、埼玉県は「11」、国土交通大臣は「00」です。

その他は、免許権者コード表（p.14）を参照してください。

(4) 「(有効期間： 年 月 日～ 年 月 日)」

免許換えを除く新規申請では記入が不要です。

申請日現在の免許の有効期間を記入してください。

(5) 「商号又は名称」

上段から左詰めで記入してください。

(6) 「代表者又は個人に関する事項」

代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表者について第一面に記入し、その他の方については第二面の「役員に関する事項」の欄に記入してください。その場合、第二面であっても、代表取締役の役名コードは「01」を記入してください。

(7) 「兼業コード」

該当するコードとその業種を記入してください。

01 農業	06 製造業	11 不動産賃貸業
02 林業	07 電気・ガス・熱供給・水道業	12 不動産管理業
03 漁業	08 運輸・通信業	13 サービス業
04 鉱業	09 卸売・小売業、飲食店	14 その他
05 建設業	10 金融・保険業	50 兼業なし

(8) 「資本金」

履歴事項全部証明書の資本金の額欄を参照して記入してください。

(9) 「所属団体コード」

該当するコードと協会名を記入してください。

なお、免許換えを除く新規申請で、所属している団体が無ければ、記入不要です。

- 01 (一社)マンション管理業協会
- 04 (公社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会
- 05 (公社)全日本不動産協会
- 09 (一社)日本ビルディング協会連合会の会員である各協会
- 10 (一社)不動産協会
- 11 (一社)不動産流通経営協会
- 12 その他
- 13 (一社)全国住宅産業協会又はその会員である各協会

免許申請書

(第一面)

宅地建物取引業法第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和7年 1 月 1 日

埼玉県知事

申請者 商号又は名称 **株式会社 県庁不動産**
 郵便番号 (330-9301)
 主たる事務所の **埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号**
 所在地 **第2庁舎マンション103**

氏 名 **代表取締役 小場 敦子**
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 電話番号 (048) 830-●●●●
 ファクシミリ番号 () -

受付番号 受付年月日 申請時の免許証番号

(有効期間: 令和2年 4 月 1 日～令和7年 3 月 31 日)

免許の種類 1. 新規
 2. 免許換え新規
 3. 更新

免許換え後の免許権者コード →

* 免許証番号	国土交通大臣	()	第	号
	知事			
* 免許年月日	年	月	日	
* 有効期間	年	月	日から	日まで
	年	月		

項番 ◎ 商号又は名称

11	フリガナ	カブシキガイシャケンチョウブドウサン	法人・個人の別
	商号又は名称	株式会社 県庁不動産	<input type="text" value="1"/> 1. 法人 2. 個人

◎ 代表者又は個人に関する事項

12	役名コード	01	登録番号	11-9999999-
	フリガナ	コバ トンコ		
	氏 名	小場 敦子		
	生年月日	11-12年 05月 31日		

◎ 宅地建物取引業以外に行っている事業がある場合にはその種類

13	事業コード	05 建設業
		11 不動産賃貸業
	◎ 資本金 (千円)	2000

◎ 所属している不動産業関係業界団体がある場合にはその名称

所属団体コード	10	(一社)不動産協会	(加入: 令和2年 4 月 1 日)
			(加入: 年 月 日)
			(加入: 年 月 日)
			(加入: 年 月 日)
			(加入: 年 月 日)

確認欄

確認欄

確認欄

● 免許申請書第二面（電子申請の場合は直接入力してください）

第二面は、申請者が法人の場合のみ記入してください。

第一面に記入されている代表者以外の役員すべて「役員に関する事項」欄へ記入してください。

第二面に記入しきれない場合は第二面を複数添付してください。

(第二面)

1 | 2 | 0

受付番号 申請時の免許証番号

項番 ◎ 役員に関する事項 (法人の場合)

21	役名コード	02	登録番号		
	フリガナ	コバ ミドリ			
	氏名	小場 緑			
	生年月日	S-59年08月01日			

確認欄

21	役名コード	02	登録番号		
	フリガナ	コバ トンイチ			
	氏名	小場 頌一			
	生年月日	H-17年01月04日			

確認欄

21	役名コード	03	登録番号		
	フリガナ	コバ トンタ			
	氏名	小場 淳太			
	生年月日	H-13年02月21日			

確認欄

21	役名コード		登録番号		
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日				

確認欄

21	役名コード		登録番号		
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日				

確認欄

● 免許申請書第三面・四面（電子申請の場合は直接入力してください）

事務所が複数ある場合は、事務所ごとに第三面を作成してください。

第三面に専任の宅建士を記入しきれない場合は第四面に記入し、第四面に記入しきれない場合は第四面を複数添付してください。

(1) 「事務所の別」

該当する番号を記入してください。

(2) 「事務所の名称」

主たる事務所は「本店」と記入してください。

従たる事務所は申請者が名称を定められます。ただし、支店登記していない事務所に「〇〇支店」という名称を用いることはできません。

(3) 「所在地市区町村コード」

市区町村コード表（p. 15）を参照してください。

(4) 「所在地」

「履歴事項全部証明書」の記載どおり記入してください。ただし、集合住宅等において、建物名や部屋番号がなければ郵便物が到達しないなどの場合は追記してください。

(5) 電話番号

他の法人との電話番号の共用はできません。

(6) 「従事する者の数」

「添付書類（10）宅地建物取引業に従事する者の名簿」（p. 30～）の人数と一致させてください。

(7) 「政令で定める使用人に関する事項」

代表者が常勤できない本店、及び本店以外の事務所の場合には記入してください。

(8) 「専任の宅地建物取引士に関する事項」

専任の宅建士は、事務所ごとに従事者5人に対して1人以上の割合で設置が必要です。

(第三面)

1 3 0

受付番号

* 記入不要

申請時の免許証番号

1 1 (2) 9 8 7 6 5 4

項番

30	事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	* 事務所コード	
	事務所の名称	本店			

◎ 事務所に関する事項

31	郵便番号	3 3 0 - 9 3 0 1
	所在地市区町村コード	1 1 1 0 7 埼玉 都道府県 さいたま市 市区 浦和 区 町村
	所在地	高砂三丁目15番1号
	電話番号	0 4 8 - 8 3 0 - ● ● ● ●
	従事する者の数	3

確認欄
*

◎ 政令第2条の2で定める使用人に関する事項

32	登録番号	1 1 - 8 8 8 8 8 8 -
	フリガナ	サイタ マチ
	氏名	彩田 真智
	生年月日	H - 0 4 年 1 1 月 1 4 日

確認欄
*

◎ 専任の宅地建物取引士に関する事項

41	登録番号	1 1 - 8 8 8 8 8 8 -
	フリガナ	サイタ マチ
	氏名	彩田 真智
	生年月日	H - 0 4 年 1 1 月 1 4 日

● 免許申請書第五面

紙申請の場合は、建築安全課窓口で、クレジットカード、電子マネー(nanaco、WAON、楽天Edy)又はコード決済(PayPay、au PAY、楽天ペイ、d払い)により33,000円納付してください。

* 電子申請の場合は異なりますので、申請時に案内される内容を確認してください。

(第五面)

<p>登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄</p> <p>(消印してはならない)</p>

申請審査手数料は、申請を取り下げる場合や免許拒否を受ける場合においても返還されません。

2 添付書類(1)第一面、第二面 宅地建物取引業経歴書

(1) 事業の沿革「最初の免許」

免許権者に関わらず、業者が最初に宅建業免許を取得した日付と免許証番号を記入してください。

一度も免許を取得したことがない業者が新規に申請する場合は、「新規」と記入してください。日付は記入しないでください。

(2) 事業の沿革「組織変更」

合併又は商号若しくは名称変更の履歴がある場合は、記入してください。

過去に免許を取得していた場合は、その免許が失効した年月日、「期間満了」又は「廃業」などの事由、免許証番号を記入してください。

免許換えの履歴がある場合は、免許換え許可年月日と免許証番号を記入してください。

(3) 事業の実績

一度も免許を取得したことがない業者の新規申請の場合には、記入しないでください。

(4) 事業の実績「期間」

[法人] 事業年度による直前5か年分を記入してください。なお、決算期を変更したことで5期が5か年に満たない場合は、書式をコピーして追加添付し、6期分を記入してください。

[個人] 暦年（1月1日～12月31日）に併せ直前5か年分を記入してください。

添付する納税証明書の期間を直前1年目としてください。

初めての更新の場合、初年度の期間は「免許の有効期間開始日～直後の決算日」です。

(5) 事業の実績「代理又は媒介の実績」、「売買・交換の実績」

「売買・交換」欄について、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入してください。

マンションについて、「売買・交換」は「宅地及び建物」欄に、貸借は「建物」欄に計上してください。

実績がない場合は、右上の余白部分に「実績なし」と記入してください。

事務所備え付けの取引台帳や、損益計算書と照合し、大幅な差異が生じていないか確認してください。直前1年分の実績については、損益計算書と比較し、状況をお尋ねすることがあります。

税込み、税抜きについては決算書に合わせる形で記入してください。

添付書類（1）

（第一面）

宅地建物取引業経歴書

1. 事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更					
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
令和2年3月31日 埼玉県知事 第987654号						

2. 事業の実績

イ、代理又は媒介の実績

期 間	令和2年4月 1日から 令和2年9月30日までの 1年間6か月間		令和2年10月1日から 令和3年9月30日までの 1年間		令和3年10月1日から 令和4年9月30日までの 1年間		令和4年10月1日から 令和5年9月30日までの 1年間		令和5年10月1日から 令和6年9月30日までの 1年間		
	種 類	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借
宅 地	件 数				5				8		
	価 額 (千円)				250,000				190,000		
	手数料				7,560				6,270		
建 物	件 数			5	40		60				
	価 額 (千円)										
	手数料			500	5,000		7,000				
建 宅 地 及 物 び	件 数	1		5	30		20		5	15	
	価 額 (千円)	20,000		60,000	1,080,000		700,000		90,000		
	手数料	600		1,860	32,460		21,060		2,970	1,800	
合 計	件 数	1		5	5	35	40	20	60	13	15
	価 額 (千円)	20,000		60,000		1,330,000		700,000		280,000	
	手数料	0		1,860	500	40,020	5,000	21,060	7,000	9,240	1,800

(第二面)

ロ. 売買・交換の実績

種類		期間		令和2年4月1日から 令和2年9月30日までの 4年間6か月間	令和2年10月1日から 令和3年9月30日までの 1年間	令和3年10月1日から 令和4年9月30日までの 1年間	令和4年10月1日から 令和5年9月30日までの 1年間	令和5年10月1日から 令和6年9月30日までの 1年間
		件数	価額 (千円)					
売	宅地	件数		2	3	1	1	
		価額 (千円)		54,000	78,000	200	6,000	
	建物	件数						
		価額 (千円)						
	建宅 地及 物び	件数						2
		価額 (千円)						39,000
合計	件数		2	3	1	3		
	価額 (千円)		54,000	78,000	200	45,000		
買	宅地	件数	1			1	2	
		価額 (千円)	26,000			12,000	140,000	
	建物	件数						
		価額 (千円)						
	建宅 地及 物び	件数		1		2	3	
		価額 (千円)		13,000		33,000	230,000	
合計	件数	1	1		3	5		
	価額 (千円)	26,000	13,000		45,000	370,000		
交 換	宅地	件数						
		価額 (千円)						
	建物	件数						
		価額 (千円)						
	建宅 地及 物び	件数						
		価額 (千円)						
合計	件数							
	価額 (千円)							

3 添付書類(2)誓約書

(1)「商号又は名称」「氏名」

免許申請書第一面の「申請者」欄と同じ内容を記名してください。

(2)「法定代理人」

申請者が未成年の場合のみ、記名してください。

申請の委任のみを受けている者は法定代理人ではないので、記名しないでください。

4 添付書類(9)代表者等の連絡先に関する調書

(1)「免許を受けようとする者(法人である場合においては、その役員)」

免許申請書第一面の「申請者」欄の「代表者」、そして申請者が法人である場合は役員(p. 14の「役名コード」に記載のある役職)及び支配人について全て記載してください。

(2)「政令第二条の二で定める使用人」

政令使用人について記載してください。

添 付 書 類 (9)		
代表者等の連絡先に関する調書		
個人の携帯電話または 自宅の固定電話を記入		
免許を受けようとする者(法人である場合においては、その役員)		
(フリガナ) 氏 名	住 所	電 話 番 号
コバ トンコ 小場 敦子	埼玉県熊谷市新堀500	048-533-●●●●
コバ ミドリ 小場 緑	埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番82号	048-964-●●●●
コバ トンイチ 小場 領一	埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番82号	048-964-●●●●
コバ トンタ 小場 惇太	埼玉県秩父市下影森1002-1	0494-22-●●●●
政令第二条の二で定める使用人		
(フリガナ) 氏 名	住 所	電 話 番 号
サイタ マチ 彩田 真智	埼玉県川越市新宿町一丁目17番地17	049-243-●●●●

上記のとおり相違ありません。

令和7年1月1日

株式会社 崇庁不動産
氏 名 代表取締役 小場 敦子

5 添付書類(3)略歴書

前ページ「添付書類(9)代表者等の連絡先に関する調書」に記載されている全員について、「免許申請書 第一面～第三面」「添付書類(6)(第一面)相談役及び顧問」と照合し、作成してください。

添 付 書 類 (3)			
略 歴 書			
(フリガナ) 氏 名	コバ トシコ 小場 敦子		宅建士資格を有する場合、 専任宅建士でなくても記入
職 名	代表取締役	登録番号	(特五)第999999号
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自 令和5年4月1日 至 令和6年11月30日	(株)県庁不動産 (常勤)	
	自 令和6年12月1日 至 年 月 日	(株)県庁不動産 代表取締役 (常勤)	
	自 年 月 日 至 年 月 日	宅建業以外の業種に従事したのも含め、 学校卒業後から現在まで全ての職歴を、 常勤・非常勤も含め記入	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日			

上記のとおり相違ありません。

令和7年1月1日

氏 名 小場 敦子

● 本籍地の「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」

「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」のいずれも p. 24 の「添付書類(9) 代表者等の連絡先に関する調書」に記載されている全員分添付してください。

(1) 本籍地の「身分証明書」

「身分証明書」とは、①禁治産又は準禁治産の宣告通知、②後見登記の通知、③破産宣告の通知を受けていないことを証明するもので、交付請求先は本籍地の市区町村役場の戸籍担当課です。

外国籍の方は「身分証明書」が発行されませんので、日本に住所を有する場合は「住民票」(国籍等の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)を、日本に住所を有していない場合は住所の記載のあるパスポートの写しを提出してください。

(2) 「登記されていないことの証明書」

「登記されていないことの証明書」とは、後見登記等ファイルに「成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと」を証明するもので、交付請求先は下記ア、イの法務局(支局・出張所不可)です。住所地、本籍地による交付請求先の制約はありません。

交付申請書には、住所・本籍のいずれか、または両方を記入してください。

ア 東京法務局

郵送または窓口で交付請求ができます。

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2法務合同庁舎

電話 03-5213-1360

イ 全国の法務局・地方法務局本局の戸籍課 *支局・出張所不可

窓口で交付請求ができます。

さいたま地方法務局(本局)

埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 (さいたま第2法務総合庁舎)

電話 048-851-1000

(3) 成年被後見人又は被保佐人に該当する場合

「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書並びに市町村の長の証明書」が用意できない場合には「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」を提出してください。

6 代表者の「住民票」

申請者が個人の場合必要です(法人の場合は不要)。

マイナンバーの記載がないものを添付してください。

7 添付書類(4)専任の宅地建物取引士設置証明書

(1)「商号又は名称」「氏名」

免許申請書第一面の「申請者」の欄と同じ内容で、記名してください。

(2)「事務所の名称」

免許申請書第三面の「事務所の名称」と一致させてください(1行目は「本店」です)。
従たる事務所は2行目以下に記入してください。

(3)「宅地建物取引業に従事する者の数」

「添付書類(10)宅地建物取引業に従事する者の名簿」(p.30～)の人数と一致させてください。

8 添付書類(5)資産の状況を示す調書

法人の申請の場合には不要です。

「価格」欄は、時価または購入価額を記入してください。

「摘要」欄は、記入が不要です。

9 添付書類(6)(第一面)相談役顧問、(第二面)5%以上の株主・出資者

個人の申請の場合には添付が不要です。

記入(電子申請の場合は直接入力)方法は、「免許申請書第一面～第五面」(p.14～)を参照してください。

(1) (第一面)相談役・顧問

「役名コード」欄について、相談役は1 1、顧問は1 2を記入してください。

該当者がいない場合は、右上の余白部分に「該当なし」と記入してください。

(2) (第二面)5%以上の株主・出資者

5%以上の株主出資者について記入してください。

株主が法人の場合、生年月日欄は記入しないでください。

10 添付書類(7)事務所を使用する権原に関する書面

「事務所名」「所在地」の欄は、免許申請書第三面(p.19～)と一致させてください。

事務所建物の所有状況により記入内容が異なりますので、以下を参照してください。

申請者が法人で、事務所建物の所有者が法人代表者個人である場合は、「自己所有」ではなく、「賃貸借または使用貸借」となりますので、注意してください。

事務所が複数ある場合は、段を分けて記入してください。

* 事務所として使用する権限を確認するため、別途その事実を証する書面(建物登記簿本、賃貸契約書等)の写しの提出を求める場合があります。

特に、レンタルオフィスについては契約書及び独占的な仕様が可能であることなどを証する書面が必要です。

(1) 自己所有の場合

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) 本店 (所在地) 埼玉県さいたま市浦和区 高砂3-15-1	株式会社 埼玉不動産					

(2) 賃貸借又は使用貸借の場合(申請者が事務所の所有者から直接借りる場合)

「契約相手」の欄は、申請者が賃貸借又は使用貸借契約を結ぶ相手を記入してください。

ア 賃貸借

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) 川越支店 (所在地) 埼玉県川越市新宿町1-17-17	有限会社 川越商事	有限会社 川越商事	R6.6.1	R6.6.7 ～ R9.6.6	賃貸借	事務所

イ 使用貸借(契約期間の定めなし)

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) 川口営業所 (所在地) 埼玉県川口市西青木2-13-1	鈴木 一郎	鈴木一郎	R6.6.1	定めなし	使用貸借	事務所

(3) 転貸借の場合(申請者が、事務所所有者以外から借りる場合)

「契約相手」の欄は、申請者が賃貸借又は使用貸借契約を結ぶ相手を記入してください。

「契約日」「契約期間」の欄は、申請者と契約相手との契約内容を記入してください。

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) 所沢営業所 (所在地) 埼玉県所沢市並木1-8-1	所沢物流 株式会社	有限会社 川越商事	R6.6.1	R6.6.7 ～ R9.6.6	転貸借	事務所

11 添付書類(8)略歴書(専任の宅地建物取引士等)

p. 25 の「添付書類(3)略歴書」と違い、住所、電話番号及び生年月日の欄がある、専任の宅建士専用の様式です。「免許申請書 第三面～第四面」と照合し、作成してください。

* 役員や政令使用人を兼務する専任の宅建士は、添付書類(3)と添付様式(9)に記載してください(添付書類(8)の作成は不要)。

添 付 書 類 (8)			
略歴書 (専任の宅地建物取引士等)			
住 所	埼玉県川越市新宿町一丁目17番地17		
	電話番号 (049) 243 - ●●●●		
(フリガナ) 氏 名	サイタ マチ 彩田 真智	生年月日	平成4年11月14日
職 名	専任の宅地建物取引士	登録番号	(埼玉)第888888号
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自 平成27年 4月 1日	埼玉運輸(株) (常勤)	
	至 令和 元年12月15日		
	自 令和 元年12月16日	(株) 県庁不動産 (常勤)	
	至 年 月 日		
	自 令和 2年 3月31日	(株) 県庁不動産 専任の宅地建物取引士 (常勤)	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			

上記のとおり相違ありません。

令和7年1月1日

氏 名 彩田 真智

12 添付書類(10)宅地建物取引業に従事する者の名簿

事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。

(1) 「業務に従事する者」

ア 業者が宅建業のみを営む場合

代表者、役員（非常勤の役員を除く。）及びすべての従業員が含まれ、受付、秘書、運転手等の業務に従事する者も対象となります。

ただし、宅地建物の取引に直接的な関係が乏しい臨時的に従事する者は該当しません。

また、監査役、農業協同組合における監事は該当しません。

イ 業者が他の業種を兼業している場合

代表者、宅建業を担当する役員（非常勤の役員及び主として他の業種も担当し宅建業の業務の比重が小さい役員を除く。）及び宅建業の業務に従事する者が含まれます。

また、業者が宅建業を主として営む場合にあっては、全体を統括する一般管理部門の職員も該当します。

なお、監査役、農業協同組合における監事は該当しません。

(2) 「従業者証明書番号」

ア 番号の振り方

第1・2桁には、当該従業者が雇用された年（当初免許時点で従業者である場合は、当初免許の年）について、西暦年の下2桁を記載します。

第3・4桁には、当該従業者が雇用された月（当初免許時点で従業者である場合は、当初免許の月）を記載します。

第5桁以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載します。

（例）「20 08 09」 2020年8月に雇用された通算9人目の宅建業従業者

イ 添付書類への記入方法

（ア）新規申請

第5桁以下のみ記入してください。

（例）「_ _ _ _01」

免許通知を受け取りましたら、第1～4桁に当初免許年月を書き加えてください。

（例）「210201」 2021年2月に免許を受けた通算1人目の宅建業従事者

（イ）更新申請・免許換え新規申請

業者が管理している「従業者名簿」から、上記の振り方がされていることを確認したうえで、転記してください。

(3) 「主たる職務内容」

代表取締役、取締役、政令使用人、専任宅建士、営業、総務、経理、営業事務等を記入してください。

(4) 「宅地建物取引士であるか否かの別」

専任の宅建士の場合は、○印を記入し、その横に登録番号を記入してください。

専任の宅建士ではないが宅建士の資格を有する場合は、登録番号のみを記入してください。なお、「宅建士の資格を有する場合」とは、宅建士証の交付を受けている場合のことです。宅建士の登録が済んでいても有効期間内の宅建士証を所持していない場合は、登録番号を記載しないでください。

添 付 書 類 (10)

(A4)
1 7 0

宅地建物取引業に従事する者の名簿

受付番号 申請時の免許証番号 事務所コード

事務所の名称 本店
従事する者 3 名 うち専任の宅地建物取引士 1 名

項番	業 務 に 従 事 す る 者												
	氏 名		生 年 月 日			性 別	従業者証 明書番号	主たる 職務内容	宅地建物取引士で あるか否かの別				
<input type="checkbox"/>	1	小場 貴子	H	1	2	0	5	3	1	1.男 2.女	200401	代表取締役	○ (特五)999999
<input type="checkbox"/>	2	小場 領一	H	1	7	0	1	0	4	1.男 2.女	200402	取締役	()
<input type="checkbox"/>	3	彩田 真智	H	0	4	1	1	1	4	1.男 2.女	200403	専任代理人	○ (特五)888888
<input type="checkbox"/>	4									1.男 2.女			()
<input type="checkbox"/>	5									1.男 2.女			()

13 法人の「履歴事項全部証明書」 *個人の申請の場合は不要

目的の欄に宅地建物取引業に関する旨の記載が必要です。

更新申請時に変更届出書を同時提出する際、履歴事項全部証明書から変更年月日が確認できない場合は、併せて閉鎖事項全部証明書を添付してください。

農業協同組合など役員登記を必要としない法人の場合は、履歴事項全部証明書と併せて、役員の一覧が確認できる総会議事録の写し等を添付してください。

「登記情報提供サービス」を印刷出力したものを履歴事項全部証明書に代えることはできません。

* 申請書第一面の右上余白に会社法人等番号12桁（電子申請の場合は「経営体情報」に法人番号13桁）の記載があれば、履歴事項全部証明書の添付を省略できます。

注1 変更届や廃業届などは、履歴事項証明書の添付が必要です。

注2 閉鎖事項証明書など、履歴事項証明書以外の書類は省略できません。

14 申請直前1年分の「納税証明書(その1 納税額等証明用)」

(1) 法人 … 法人税

申請時点で最初の事業年度の申告期限が到来していない法人は不要です。それ以外の法人は、必ず申告済みの（「申告額」欄が「無」ではなく金額の入っている）証明書を添付してください（未納税額があっても結構ですが、証明書は閲覧対象です）。

交付請求先は、申請時点での本店所在地を所管する税務署です（直前に本店を移転した場合、移転前の本店を所管する税務署に事前連絡しておくこと、移転後の税務署でスムーズに取得できます）。なお県税事務所ではありません。

(直前1年分について)

「直前1年分」は、免許申請書の提出日を基準に数えます。ただし、免許申請書の提出日が事業年度終了後で申告期限到来前の場合、前事業年度を直前1年分と見なすこともできます。

(4月末日を事業年度終了日とする会社の例)

提出日	直前1年分
令和7年7月15日	令和6年5月1日から令和7年4月30日まで
令和7年6月15日	以下いずれの場合も、直前1年分と見なされます。 令和5年5月1日から令和6年4月30日まで 令和6年5月1日から令和7年4月30日まで

また、決算期変更により直近の事業年度が1年未満の場合、前事業年度分も提出してください。

(2) 個人事業主 … 申告所得税

交付請求先は、住所地を所管する税務署（確定申告先の税務署）です。

確定申告をしていない場合も、申告額「無」という証明が発行されますので、住所地を所管する税務署に交付請求してください。

(直前1年分について)

「直前1年分」は、免許申請書の提出日を基準に数えます。ただし、免許申請書の提出日が申告期限(3月15日)到来前の場合、前年を直前1年分と見なすこともできます。

(個人事業主の例)

提出日	直前1年分
令和7年4月1日	令和6年分
令和7年3月1日	令和5年分 又は 令和6年分

15 申請直前1年分の貸借対照表・損益計算書(販売費及び一般管理費内訳含む)

個人の申請の場合には添付が不要です。

損益計算書中に、減価償却費や租税公課など「販売費及び一般管理費」に相当する費用項目が記載されていない場合は、損益計算書の別紙として「販売費及び一般管理費内訳」が作成されていますので、確認して添付してください。

納税証明書の決算期と一致する期間のものを添付してください。

申請時点で、最初の事業年度の申告期限が到来していない法人の場合は、貸借対照表・損益計算書の代わりに、「法人設立時の開始貸借対照表」を添付してください。

(令和6年4月1日に設立された、資本金100万円の法人の場合)

開始貸借対照表

令和7年4月1日現在

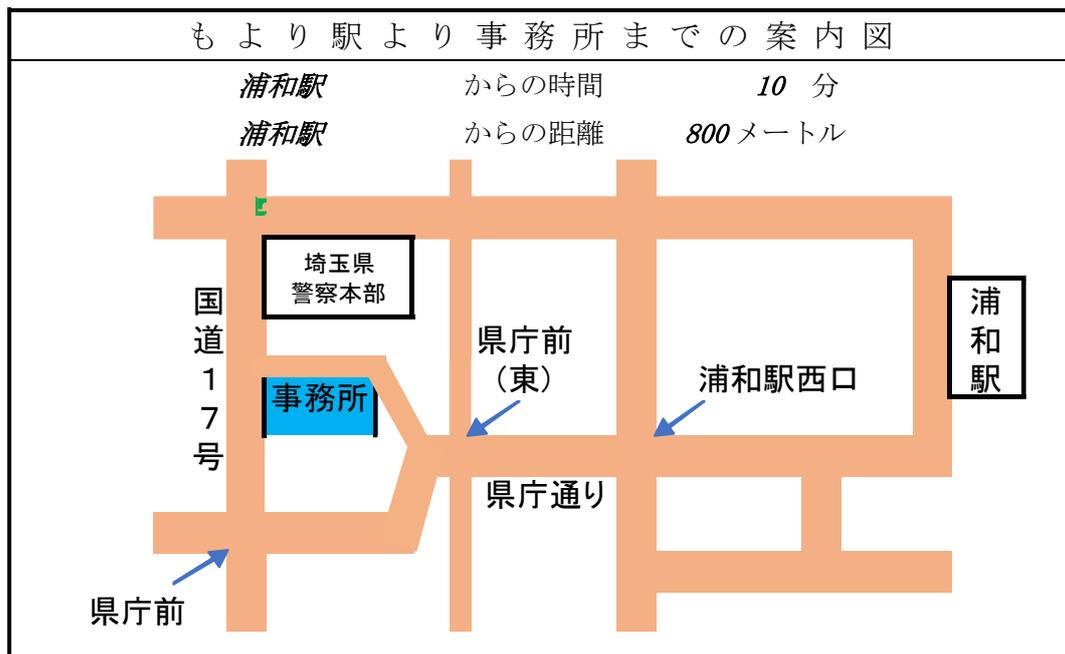
資産		負債・純資産	
科目	金額	科目	金額
現金	100万円	資本金	100万円
合計	100万円	合計	100万円

* 日付と金額は履歴事項全部証明書から確認できます。

16 事務所付近の地図(もより駅より事務所までの案内図)

手書きでも既存の地図の貼付でもよいので、交差点名、道路名、その他目印を記入するなど、駅・バス停・公共施設等から事務所への経路をわかりやすく示してください。

事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。



17 事務所の写真

鮮明に印刷されたカラー写真で、3か月以内に撮影したものを添付してください。

写真の紙質は問いません。カラープリンタの印刷物も使用できます。

事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。

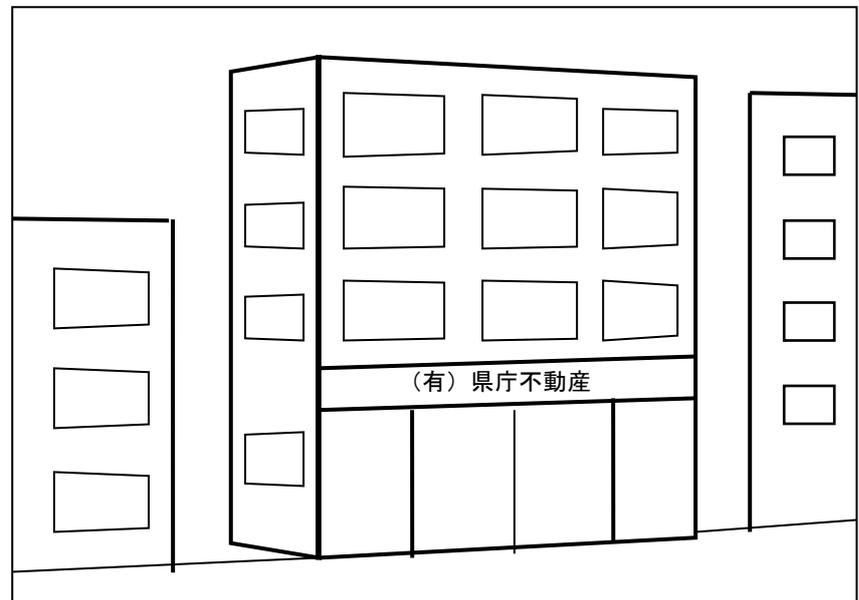
提出された申請書添付写真だけで免許要件を満たすかが確認できない場合、追加撮影を求める場合があります。

(1) 建物全体

事務所使用部分だけでなく、建物全体を撮影してください。

上下端から左右端まで切れのないように撮影してください。

1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて撮影してください。



(2) 事務所入口付近

事務所の入口に商号又は名称を掲示して撮影してください。

法人業者は、株式会社・有限会社等を含めた商業登記簿に登記された商号を掲示してください。ただし、(株)・(有)等の略称は認められません。

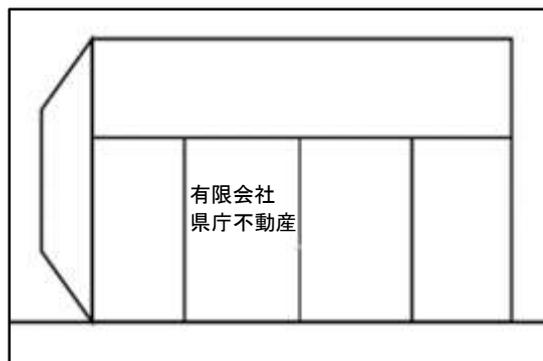
個人業者は、免許申請書第一面の「商号又は名称」に記入した名称を掲示してください。

従たる事務所の場合、商号又は名称に加え、申請した事務所名の表示が必要です。

次ページのイ又はウに当たる場合、事務所の独立性 (p. 4～) を確認しますので、建物入口から事務所入口までの経路について、写真を複数枚撮影し添付してください。

ア 建物の入口と事務所の入口が共通である場合

建物の入口に、商号又は名称（及び従たる事務所名）を掲示して撮影してください。

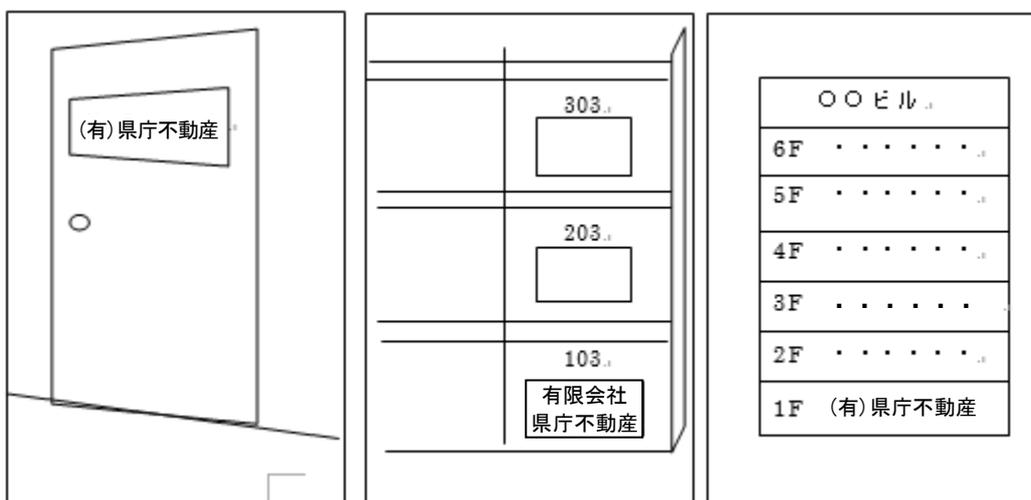


イ 事務所がビル内等に所在する場合

テナントの入口に商号又は名称（及び従たる事務所名）を掲示して撮影してください。

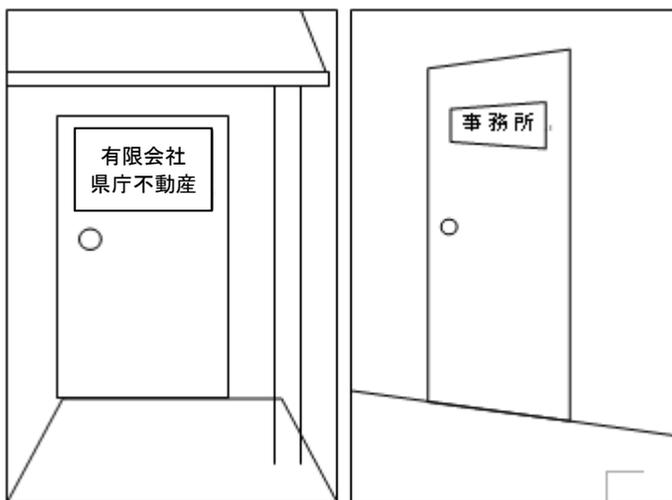
また、集合ポスト又はテナント表示部分を撮影してください。

建物入口から事務所までたどれるよう、通路、階段、エレベータ等を撮影してください。



ウ 自宅の1室を事務所とする場合

- 自宅の入口に商号又は名称（及び従たる事務所名）を掲示し、事務室の入り口に「事務所」と掲示して各々撮影してください。

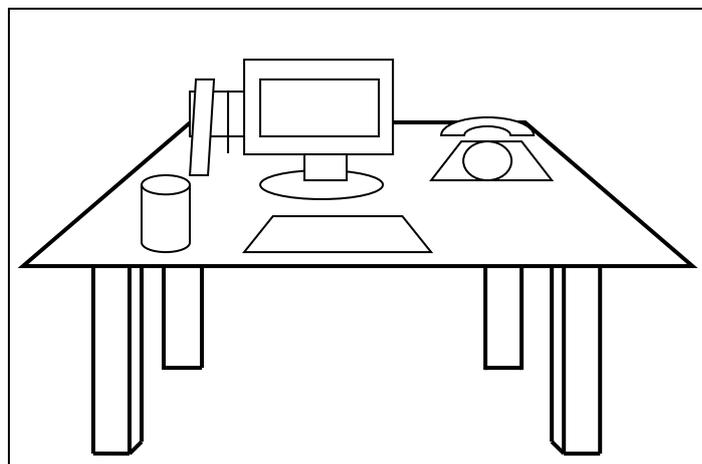
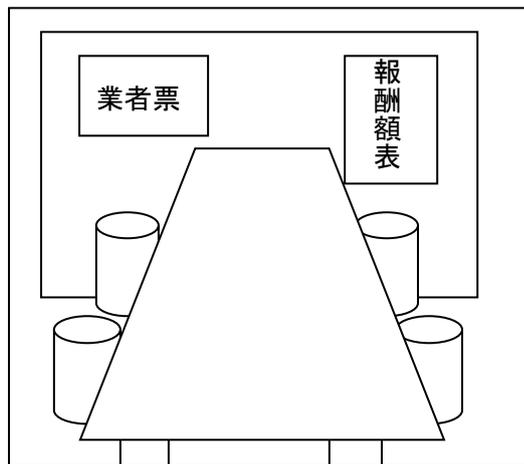


(3) 事務所内部（事務機・応接場所等）

事務所内部について、複数の方向から撮影し、壁面・出入口も含め部屋全体が写るようにしてください。

事務所には執務場所（事務機及び椅子）及び応接場所（応接テーブルに椅子を対面で配置（下図参照））を撮影してください。

なお、やむを得ない場合、執務場所と応接場所を共用しても構いません。



(4) 業者標識等の部分

免許換えを除く新規申請では、添付不要です。

業者票と報酬額表が、応接場所などの来客に分かりやすい場所に掲示してあることが分かるよう撮影してください。

ア 業者票の拡大写真

正しい内容が記載されていることを確認しますので、文字が読めるように撮影してください。

変更届出と更新申請を同時提出する場合は、変更後の内容が記載された業者票を撮影してください。

* 令和7年4月様式変更（波線箇所）

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通省 () 第 号 知事
免許有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
<u>この事務所の代表者氏名</u>	
<u>この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数</u>	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の所在地	電話番号()

イ 報酬額表の拡大写真

改正後の最新書式を掲示しているか確認しますので、最終校正日等を読み取ることができるように撮影してください。

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関する報酬の額

(昭和45年10月23日建設省告示第1552号) 最終改正 令和6年6月21日国土交通省告示第949号

第1 定義
この告示において、「消費税等相当額」とは消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する金額をいう。

第2 売買又は交換の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者（課税事業者（消費税法第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）である場合に限る。第3から第5まで、第7から第10まで及び第11①において同じ。）が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の額（当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちのいずれか多い価額とする。）を次の表の左欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

200万円以下の金額	100分の5.5
200万円を超え400万円以下の金額	100分の4.4
400万円を超える金額	100分の3.3

第8 低廉な空家等の売買又は交換の代理における特例
低廉な空家等の売買又は交換の代理については、宅地建物取引業者が依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、第3の規定にかかわらず、第7の規定により算出した金額の2倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第7の規定により算出した金額の2倍を超えてはならない。

第9 長期の空家等の賃借の媒介における特例
長期の空家等（現に長期間にわたって居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又は将来にわたり居住の用、事業の用その他の用途に供される見込みがない宅地又は建物をいう。以下同じ。）の賃借の媒介に関して依頼者の双方から受ける報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）の合計額については、宅地建物取引業者は、第4の規定にかかわらず、当該長期の空家等の借主である依頼者から受ける報酬の額が当該長期の空家等の借賃の1月分の1.1倍（居住の用に供する長期の空家等にあつては、当該媒介の依頼を受けるに当たって当該借主である依頼者の承諾を得ている場合を除き、0.55倍）に相当する金額以内である場合に限り、当該媒介に要する費用を勘案して、第4の規定により算出した金額を超えて、当該長期の空家等の借賃の1月分の2.2倍に相当する金額を超えない範囲内で報酬を受けることができる。

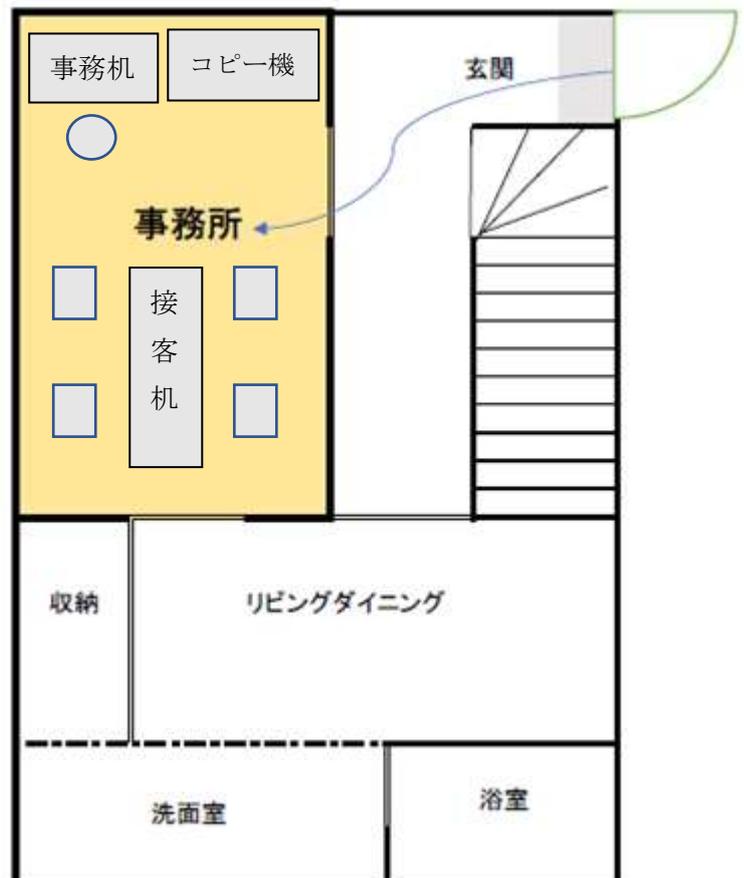
第10 長期の空家等の賃借の代理における特例

18 事務所の平面図・間取図

事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。

事務所がビル内等に所在する場合、又は自宅の1室を事務所とする場合には、1階及び事務所を設置する階について、フロア全体の平面図を用意し、建物入口から事務所までの行き方を示してください。

机、椅子、コピー機、電話など、事務所備え付けの設備類についても記載してください。



19 宅建業者名義の電話であることが分かる書類(契約書等)の写し

事務所に設置する電話について、固定電話、携帯電話のどちらでも結構ですが、その電話番号が宅建業者名義（法人の場合は法人名義、個人の場合は代表者名義）であることが分かる書類（契約書など）の写しを提出してください。